

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和1年5月16日(2019.5.16)

【公開番号】特開2018-102044(P2018-102044A)

【公開日】平成30年6月28日(2018.6.28)

【年通号数】公開・登録公報2018-024

【出願番号】特願2016-246209(P2016-246209)

【国際特許分類】

H 02 K 21/22 (2006.01)

【F I】

H 02 K 21/22 G

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月8日(2019.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

好ましくは、支持部材は、第1支持部材及び第2支持部材を有する。第1及び第2支持部材は、軸方向に間隔をおいて配置され、各磁性体片の両端部を支持する。この構成によれば、第1及び第2支持部材によって第3部材の両端部を支持するため、第3部材の径方向の変形に対する強度を向上させることができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

図2は自転車用発電機10の正面図である。図2に示すように、自転車用発電機10は、自転車101の一対のフロントフォーク108に装着され、自転車101の車輪としての前輪103(回転部の一例)による回転に基づき発電する発電機である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

各磁石23は、各爪部221の間に配置される。各磁石23は、中心軸線51に沿った方向に伸びている。各磁石23は、一方の磁極が径方向外側に配置され、他方の磁極が径方向内側に配置される。なお、各磁石23において、磁極の向きは同じとなっている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0051】**

図7に示すように、支持部材6は、各磁性体31を支持する部材である。詳細には、複数の各磁性体片311を支持している。支持部材6は、自転車101の前輪103の回転によって中心軸線51周りに回転可能である。支持部材6は、非磁性材料製又は非導電性材料製である。例えば、支持部材6は、ステンレスなどによって形成することができるが、自転車101の前輪103に支持させた状態で十分な強度を有するものであれば樹脂製やセラミックス製であってもよい。支持部材6は、第1支持部材6aと第2支持部材6bとから構成されている。第1支持部材6aと第2支持部材6bとは、軸方向において互いに間隔をおいて配置されている。各磁性体31の両端部は、第1支持部材6aと第2支持部材6bとによって支持されている。

【手続補正5】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0056****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0056】**

図3に示すように、支持部材6は、一対の第2軸受部材7bを介してハブ軸5に取り付けられている。詳細には、第1支持部材6aは、一方の第2軸受部材7bを介してハブ軸5に取り付けられている。第1支持部材6aと第2軸受部材7bとの間には、蓋部材8が配置されている。また、ハブ軸5と第2軸受部材7bとの間には、位置決め部材9が配置されている。第2支持部材6bは、他方の第2軸受部材7bを介してハブ軸5に取り付けられている。第2軸受部材7bによって、支持部材6に嵌合された第3部材3は、ハブ軸5および第2部材2に対して相対回転が可能となる。